議題2 社会教育関係団体への補助金交付について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第13条の規定により、令和5年度に交付を予定している次の社会教育関係団体への補助金交付について、意見を求める。

令和5年3月24日

春日井市教育委員会

1 春日井市小中学校 P T A 連絡協議会補助金

交 付 先 春日井市小中学校PTA連絡協議会

補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) PTA活動の推進を図る事業
- (2) 児童生徒の健全な成長を図る事業
- (3) 成人教育の推進を図る事業
- (4) 学校及び保護者の連携を図る事業
- (5) 子どもの安全確保を図る事業

予 算 額 1,820,000円

所 管 教育委員会事務局学校教育課

2 春日井市文化振興補助金

交 付 先 春日井市文化協会、春日井市美術協会、春日井市民音楽連盟、春日 井市交響楽団、春日井児童合唱団

補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) 市民に鑑賞及び創造の機会を提供する展示会、公演会等
- (2) 市民に参加の機会を提供する講座、ワークショップ等
- (3) 文化芸術活動の情報を提供する事業及び普及拡大のための他 団体との共同事業

予 算 額 3,374,000円

所 管 文化スポーツ部文化・生涯学習課

3 春日井市スポーツ協会運営費補助金

交 付 先 春日井市スポーツ協会

補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) スポーツ協会の事務局運営に関する事業
- (2) スポーツ協会の加盟団体が実施する事業

予 算 額 10,000,000円

所 管 文化スポーツ部スポーツ課

4 春日井市子ども会活動補助金

交 付 先 春日井市子ども会育成連絡協議会、地域子ども会 補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) 連絡協議会が行う次の事業
 - ア 子ども会相互の交流及び普及に関する事業
 - イ 指導者及び年少リーダーの育成及び研修に関する事業
 - ウ ブロック子ども会の活動に関する事業
 - エ 連絡協議会の運営に関する事業
- (2) 地域子ども会が行う事業

予 算 額 2, 125, 000円

所 管 青少年こども部子ども政策課

5 春日井市女性活動推進事業等補助金

交 付 先 春日井市婦人会協議会、かすがい女性連盟

補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) 女性の地位向上及び意識高揚に関する事業
- (2) 生活環境の合理化に関する事業
- (3) 地域社会における奉仕活動及び社会参画に関する事業
- (4) 女性団体相互の交流に関する事業
- (5) その他団体活動の推進に関する事業

予 算 額 1,080,000円

所 管 市民生活部男女共同参画課

6 春日井市老人クラブ連合会活動促進事業補助金

交 付 先 春日井市老人クラブ連合会

補助内容補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) 会員の資質向上又は文化振興に資する事業
- (2) 会員の健康増進又はスポーツ振興に資する事業
- (3) 尾張東部地区四市老人クラブ大学講座開催事業
- (4) その他連合会の運営に関する事業

予 算 額 1, 119, 000円

所 管 健康福祉部地域福祉課

7 春日井市老人クラブ社会活動促進事業補助金

交 付 先 春日井市老人クラブ連合会加盟又は加盟予定の老人クラブ 補助内容 補助団体が実施する次に掲げる事業に要する経費

- (1) ボランティア活動に関する事業
- (2) 生きがいを高めるための各種活動に関する事業
- (3) 健康づくりに係る各種活動に関する事業
- (4) その他老人クラブが行う社会活動に関する事業

予 算 額 5,474,000円

所 管 健康福祉部地域福祉課